

# 神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部改正について

## 1 改正理由

現在の個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに個人情報の保護に関する法律（民間事業者）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（国の行政機関）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（独立行政法人等）の3本の法律に定められているとともに、地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている（本県においては、神奈川県個人情報保護条例）。

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報に保護に関する法律が改正され、3本の法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定された。

3本の法律の統合後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、同法施行令及び同法施行規則が廃止となり、個人情報の保護に関する法律、同法施行令及び同法施行規則が適用されることとなる。

このことにより、「神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程」における「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則」の引用規定について、改正を行う。

## 2 改正規程案文

第2条の2中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）」を「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）」に改める。

## 2 施行日

令和4年4月1日から施行する。